

都道府県  
市区町村 水循環担当部局 御中

## 令和8年度 水循環アドバイザー制度による支援の募集について

内閣官房水循環政策本部事務局

内閣官房水循環政策本部事務局（以下「水循環事務局」という。）では、水循環施策の取組を効果的に推進することを目的として、令和2年度に、「水循環アドバイザー制度」を創設しました。本制度は、流域マネジメントに取り組んでいる、又は今後取り組む予定の地方公共団体等に対し、流域水循環計画の策定や、既に策定済みの計画の内容の充実（深化）をはじめ、水循環に関する課題の整理や関係者間の共通認識の醸成等を目的として、専門的知見を有する水循環アドバイザーを派遣し、技術的な助言・提言を行うものです。

令和6年8月には、新たな水循環基本計画を策定するとともに、当該計画の着実な推進に向けた主要施策の工程表を決定し、水循環アドバイザーの派遣等を通じ、流域水循環計画の策定及び既存計画の深化を一層推進することとしています。

これを踏まえ、水循環事務局では、流域水循環計画の実効性向上を図る観点から、「地下水」及び「地域振興・地域のブランド化」を重点分野と位置付け、令和7年度より、水循環アドバイザーの増員等による制度の拡充を行ってきました。その結果、本制度を活用した地方公共団体等の取組が各地で進められ、計画策定等に向けた検討が具体化しているところです。

つきましては、令和8年度においても、水循環アドバイザー制度による支援を継続して実施することとし、下記のとおり、流域水循環計画の策定に向けた水循環施策の取組等を推進するため、本制度の活用を希望される地方公共団体等を募集します。

なお、流域水循環計画の策定に限らず、水循環に関する課題整理や関係者間の共通認識の醸成を目的とした勉強会・検討会等への水循環アドバイザーの派遣も可能ですので、積極的な活用をご検討ください。

### 記

- 1 水循環アドバイザー制度について  
別添の「令和8年度水循環アドバイザー派遣について」をご覧ください。
- 2 派遣申請について  
水循環アドバイザーの派遣申請を行う際は「別紙1\_申請書」、派遣完了後は「別紙2\_報告書」を水循環事務局あてに提出して下さい。
- 3 水循環アドバイザーリストについて  
「別紙-3\_令和8年度水循環アドバイザーリスト」をご覧ください。
- 4 その他  
水循環アドバイザーへの謝金及び旅費は、水循環事務局が負担します。

## 5 申請・問い合わせ先

担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 佐々木、鈴木、甲斐田

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

電 話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582

E-mail：hqt-mizu\_junkan [AT] mlit.go.jp ※ [AT] は@に置き換えて下さい。

「水循環アドバイザー制度」のホームページに様式等を掲載しています。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu\\_junkan/support/adviser.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/support/adviser.html)